

通所リハビリテーション事業者の運営規程の概要

神戸健康共和会 東神戸病院

（事業の目的）

第1条 特定医療法人神戸健康共和会が開設する通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）事業所（以下「事業所」という）が行う指定通所リハビリテーション（指定介護予防通所リハビリテーション）事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供に当たる職員（以下「職員」という）が、要介護状態（介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援状態）（以下「要介護状態等」という）にあり、医師が指定通所リハビリテーション（指定介護予防通所リハビリテーション）の必要を認めた高齢者に対し、適正な通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）を提供することを目的とする。

（事業の運営方針）

第2条

1，利用者が可能な限り自宅で、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、通所リハビリテーション又は介護予防通所リハビリテーションを提供する。

2，「通所リハビリテーション」の提供にあたっては、通所患者の意思及び人格を尊重し、常に通所患者の立場に立つとともに、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスなどとの綿密な連携をはかり、地域や家族との結びつきを重視する。

（事業所の名称等）

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ①名称 東神戸病院
- ②所在地 神戸市東灘区住吉本町1丁目24番13号

（職員の職種、員数、及び職務内容）

第4条 施設に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- ①管理者 医師1名 ②専任医師 1名以上
- ③理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 各1名以上
- ④看護師 1名以上 ⑤介護職員 1名以上

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ①営業日 月曜日～金曜日
- ②営業時間 午前9時10分～午後12時20分
午後1時00分～午後4時10分
休日 年末年始12月30日～1月3日、土日祝祭日

（利用定員）

第6条 通所リハビリテーションの利用定員は一単位15人とする。

(サービス内容)

第7条 事業所の提供するサービス内容は次のとおりとする。

- ①通所リハビリテーション計画（介護予防通所リハビリテーション計画）の立案
- ②送迎 ③健康チェック ④個別リハビリテーション ⑤自主トレーニング
- ⑥集団体操 ⑦相談援助サービス ⑧その他

(通常の事業の実施地域)

第8条 実施地域： 神戸市東灘区、灘区の一部

(サービス利用にあたっての留意事項)

第9条 利用者は、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供を受けるに当たっては、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

(緊急時等における対応方法)

第10条

1, 職員は通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）を実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。

2, 職員は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第11条 非常災害対策は次のとおりとする。

- ①非常災害対策責任者には、防火管理者（病院事務長）をあてる。
- ②消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための防災計画を策定し、年2回の実施を行う。
- ③緊急連絡・避難、救出訓練は計画に基づき少なくとも年2回実施する。
- ④計画策定、訓練は消防署等の協力を得て行うものとする。

(利用契約)

第12条 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供の開始に当たり、利用者及び家族等に対して通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）利用約款ならびに重要事項の説明を行った上で、利用者又はその家族等と利用の同意を得るものとする。ただし、緊急を要すると管理者が認める場合にあっては、利用同意書の提出はサービス開始後でも差支えないものとする。

(衛生管理)

第13条

1, 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）を提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に十分留意する。

2, 職員は、感染症等に関する知識の習得に努める。

(秘密保持)

第 14 条

- 1, 職員は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
- 2, 事業者は、職員であった者に、業務上知り得た利用者または家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

(通所リハビリテーション計画（介護予防通所リハビリテーション計画）の作成)

第 15 条

- 1, 職員は診療又は運動機能検査、作業能力検査等を基に、共同して利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した通所リハビリテーション計画（介護予防通所リハビリテーション計画）を作成する。
- 2, 通所リハビリテーション計画（介護予防通所リハビリテーション計画）は、既に居宅サービス計画（介護予防サービス支援計画）が作成されている場合は、当該居宅サービス計画（介護予防サービス支援計画）の内容に沿って作成する。
- 3, 職員は、通所リハビリテーション計画（介護予防通所リハビリテーション計画）の作成に当たっては、その内容について利用者又は、その家族に対して説明し、利用者の同意を得る。
- 4, 職員は、通所リハビリテーション計画（介護予防通所リハビリテーション計画）を作成した際には、当該通所リハビリテーション計画（介護予防通所リハビリテーション計画）を利用者に交付する。
- 5, 職員は、それぞれの利用者について、通所リハビリテーション計画（介護予防通所リハビリテーション計画）に従ったサービスの実施状況、及び、その評価の記録を行う。

(サービスの提供の記録)

第 16 条

- 1, 職員は通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）を提供した際には、その提供日及び内容、当該通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）について、介護保険法第 41 条第 6 項又は、同第 53 条第 4 項の規定により、利用者に代わって支払いを受ける保険給付の額、その他の必要な事項を利用者のサービス利用票等に記載するものとする。
- 2, 事業者は通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）を提供した際には、提供した具体的サービス内容等を記録するとともに、利用者から申し出があった場合には、文書の交付、その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供する。
- 3, 事業者は利用者から苦情があった場合は、その内容を記録する。

(事故発生時の対応)

第 17 条

- 1, 事業者は、利用者に対する通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供により事故が発生した場合には、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る主治医及び居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 2, 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録する。
- 3, 事業者は、利用者に対する通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(記録の整備)

第 18 条

- 1, 事業者は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
- 2, 事業者は、利用者に対する通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、通所リハビリテーション計画その完結の日から5年間保存する。
 - ①通所リハビリテーション計画（介護予防通所リハビリテーション計画）
 - ②第 16 条第 2 項に規定する提供した具体的なサービス内容等の記録
 - ③利用者に関する市町村への通知に係る記録
 - ④第 16 条第 3 項に規定する苦情の内容等の記録
 - ⑤第 17 条第 2 項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

(虐待防止のための措置)

第 19 条

事業者は虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じなければならない。

- 1, 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底をはかる。
 - 2, 事業所における虐待防止のための指針を整備する。
 - 3, 事業所において、従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的を実施する。
 - 4, 1-3 に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業者は、虐待等が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めるものとする。

(業務継続計画の策定)

第 20 条

1. 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための評価を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 2, 事業者は従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3, 事業者は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う者とする。

(その他運営についての重要事項)

第 21 条 事業者は、職員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ①採用時研修 採用後 1 ヶ月以内
- ②継続研修 随時
医師会などの院外研修への参加
職員の恒常的なカンファレンス
院内各種研修

32 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、特定医療法人神戸健康共和会と東神戸病院

の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

平成15年 4月1日一部改定

平成17年10月1日一部改定

平成18年 9月7日一部改定

平成20年 8月1日一部改定

令和3年 4月1日一部改定

令和6年 3月31日一部改定